

国民健康保険

要申請

「限度額適用・標準負担額減額認定証」などの更新時期です

医療機関で診療を受けた際に国民健康保険の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

認定証は、7月末が有効期限となっているため、今月は更新時期になります。

8月以降、認定証が必要な方は、交付申請の手続きをしてください。

※国民健康保険税の滞納がある方は認定証を交付できない場合があります。

【対象者】小松島市国民健康保険に加入の方

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証
- ・世帯主のはんこ
- ・世帯主と対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など）
- ・世帯主以外の方による申請の場合は、世帯主の委任状など

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課国保担当（市役所1階⑤番窓口）☎32・2113 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

介護予防講座のご案内

小松島市内在住の方が対象です。申込不要、受講料無料です。参加ご希望の方は、直接会場へお越しください。

※飲料水などは各自でご持参ください。



介護予防健康教室

※65歳以上の方が対象です。

テーマ **「骨折・転倒予防」～良い姿勢で骨折・転倒を予防しよう～**

【講師】小松島病院 理学療法士
若松 正人 先生

【日時】7月12日(木) 午後1時30分～3時

【会場】市総合福祉センター

阿波踊り体操教室

【日時】7月11日(水) 午前10時～11時

【会場】市総合福祉センター

【お問い合わせ先】

市社会福祉協議会地域包括支援センター
(横須町11番7号・市総合福祉センター内)
☎33・4040 / FAX 33・4042

ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん) 予防接種について

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種の接種後に、予防接種との因果関係が否定できない痛みが特異的に見られていることから、この副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、接種を積極的に勧めることを控えるよう厚生労働省から通知(平成25年6月14日付け)がありました。

このため、小松島市においても現在積極的にはお勧めしていません。ただし、中学1年生から高校1年生までに相当する女性で希望される方は、定期接種として無料で接種可能です。その際は、予防接種の有効性とリスクをご理解いただいたうえで接種してください。

詳しくは、市ホームページ『ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて』にも掲載していますのでご覧ください。

接種を希望される方は、保健センターにご連絡ください。予診票をお送りします。

【お問い合わせ先】

市保健センター(ミリカホール内)

☎32・3551 / FAX 32・4145

Mail:hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp